

## 第 1 2 回食品輸出入検査認証部会（CCFICS）の概要

### 1 開催日及び場所

平成 1 5（2003）年 1 2 月 1 日（月）～ 1 2 月 5 日（金）  
ブリスベン（オーストラリア）

### 2 食品の緊急事態における情報交換のためのガイドライン

1 9 9 9 年にベルギーで発生したダイオキシンによる鶏肉の汚染問題をきっかけとして既存ガイドラインの改訂案として検討されている。

食品安全緊急事態における情報交換の第一の目的は、潜在的な公衆の健康への悪影響を最小限にすることにあることが確認され、ガイドラインの第二の目的は、ガイドライン改訂の提案の経緯を踏まえ、同一国又は他国での食品安全の緊急事態に関係しない食品に対する不当な行為を避けることにあることが追記された。

迅速で効果的な情報の流れを強化する重要性から、他国との情報交換のために、その国の中心的なコンタクトポイントとして唯一の第一次公式コンタクトポイントを指定すべきであることが合意された（各国が国内での情報交換のために複数の公式コンタクトポイントを指定することを妨げるものではない）。

部会は、修正を加えた本ガイドライン案をステップ 5 に進め、次回総会においてステップ 6 , 7 を省略し、ステップ 8 として採択に付することを勧告した。

### 3 食品検査証明システムにおけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング（T/P T）

今後の作業の進め方に関する以下のオプション等について討議された。

- a) オプション 1：作業中止
- b) オプション 2：（1 ないしそれ以上の）関連 CCFICS 文書の改正
- c) オプション 3：新規作業（原則及びガイドラインを含む新たな水平的文書の作成）
- d) オプション 4：その他

E C、日本等は、オプション 3 を支持すること、安全性確保目的のみならず、表示の信頼性確保等の目的のためにも重要であることを表明した。

また、米国等は、オプション 3 を支持し、特に、第一歩として原則を検討すべきとした。オーストラリア等は、T/P T の定義を明らかにするための一般原則部会での作業の結論を待つべきとするオプション 1（他の部会、特に一般

原則部会からの更なるガイダンスを待ち、適当であれば、後の段階で更なる行動を決定)を支持した。

また、この問題をより理解するために、実際の経験を持つ国々が他の国々と情報交換を行うためのセミナー・ワークショップを設ける必要性が強調され、来年に開催される予定の食品安全規制当局者のグローバルフォーラム2や次回のコーデックス地域調整委員会に関連して開催することが確認された。

次回の本部会においても、引き続き食品の検査・証明システムにおけるT/P Tについての議論を継続することで合意した。

#### **4 食品検査認証システムに係る強制規格の同等性評価**

このガイドライン案は、強制規格に関する同等性評価や適合性評価手続きの同等性、相互承認協定に対する本部会の関与について示すものであり、本部会では、ガイダンスを策定する必要性について意見交換がなされた。

強制規格や適合性評価システムの分野における同等性評価の実施に関する問題点が明確にされていない中で同等性評価の作業を本部会で行う必要性について、疑義が提起され、現段階においては、食品の検査・証明システムに係る強制規格の同等性評価の作業を進めないこととした。

#### **5 その他の作業と今後の業務**

本部会における今後の業務に関する加盟国等からの提案について議論された。その結果、「電子証明のための原則案」、「リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン案」、「食品検査証明システムに係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの補遺」について、新たに作業を進めることの承認を次回総会で求めることとした。

#### **6 次回の日程**

平成16年12月6日(月)～10日(金)